

自動車保険の約款における表記の一部訂正について

2023年1月1日以降始期契約に適用する自動車保険の約款に掲載の特約において、記載内容の一部に誤りがあることが判明いたしました。

お客さまにご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

つきましては下記の「正誤表」のとおり訂正させていただきますのでご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、今回の訂正によりお客さまに不利益が生じることはございません。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

記

1. ファミリーバイク特約（自損傷害）

- ・個人用総合自動車保険（81ページ）
- ・セコム安心マイカー保険（57ページ）

正		誤																	
第1条（用語の定義） この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。		第1条（用語の定義） この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。																	
<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		

2. ファミリーバイク特約（人身傷害）

- ・個人用総合自動車保険（82ページ）
- ・セコム安心マイカー保険（58ページ）

正		誤																	
第1条（用語の定義） この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。		第1条（用語の定義） この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。																	
<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）	<table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td>借用原動機付自転車</td><td>第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）</td></tr></tbody></table>	用語	定義	借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		
用語	定義																		
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。 （以下略）																		

3. 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

- ・ 一般用総合自動車保険 (65ページ)
- ・ セコム安心ビジネスカー保険 (41～42ページ)

※ 個人用総合自動車保険およびセコム安心マイカー保険の心神喪失等による事故の被害者損害補償特約に誤りはございません。

正			誤		
第9条（保険金請求権者の義務） (1) 人身事故により被害者に損害が生じた場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当会社社に通知しなければなりません。 (中略)			第9条（保険金請求権者の義務） (1) 人身事故により被害者に損害が生じた場合(注)、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当会社社に通知しなければなりません。 (中略)		
第12条（対物超過修理費用特約との関係） (1) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用特約を次のとおり読み替えて適用します。			第12条（対物超過修理費用特約との関係） (1) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用特約を次のとおり読み替えて適用します。		
読み替える規定	読替前	読替後	読み替える規定	読替前	読替後
(中略)					
⑥ 第6条（支払保険金の計算）の算式	相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害額を差し引いた額	⑦ 第6条（支払保険金の計算）の算式	相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害額を差し引いた額
⑦ 第9条（保険金の請求）	普通保険約款基本条項第24条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第10条（保険金の請求）(2)に規定する時	⑧ 第9条（保険金の請求）	普通保険約款基本条項第24条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第10条（保険金の請求）(2)に規定する時

※ 弊社ホームページに掲載している普通保険約款・特約集は訂正後の内容となっております。

※ 「セコム安心マイカー保険」は「新型自動車総合保険（個人用）」、「セコム安心ビジネスカー保険」は「新型自動車総合保険（一般用）」のペットネームです。

以上